

## 佐賀大学医学部附属地域医療科学教育研究センター運営委員会規程

(平成15年10月1日制定)

### (趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学医学部附属地域医療科学教育研究センター規程第7条第2項の規定に基づき、佐賀大学医学部附属地域医療科学教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 佐賀大学医学部附属地域医療科学教育研究センター（以下「センター」という。）の管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの施設及び設備の維持、管理並びに改善に関する事項
- (3) その他センターの運営に関する重要事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 基礎医学系の教授及び助教授のうち2人
- (4) 臨床医学系の教授及び助教授のうち2人
- (5) 看護学科の教授及び助教授のうち1人
- (6) 佐賀大学の職員以外の学識経験者 若干人

2 前項第3号から第6号に掲げる委員は、教授会の議を経て医学部長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもつて開き、その議決は、出席委員の過半数の同意による。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学部総務学事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会  
が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第1項第3号から第6号までの委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。